



# 島根県報

平成18年 7月28日 (金)  
第 1,798 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業経営課)	1
保安林の指定の解除	(森林整備課)	1
解除予定保安林(4件)	( " )	2
保安林予定森林(2件)	( " )	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	( " )	8
定置漁業権の消滅	(水産課)	7
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	( " )	8
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	9
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	9

### 雑 報

危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)	10
-------------	---------	----

### 正 誤

平成18年 6月30日付け島根県報第1,790号中	(地域福祉課)	11
---------------------------	---------	----

## 告 示

### 島根県告示第776号

農業近代化資金の利子補給率(平成11年島根県告示第913号)の一部を次のように改正し、平成18年7月20日から施行する。

平成18年7月20日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和37年島根県規則第1号)第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 7月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

### 島根県告示第777号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年 7月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

大田市鳥井町鳥井2017-3・2021-6・2084-3(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

大田市鳥井町鳥井1506 - 5 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第778号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年7月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町吉田字菅谷4314 - 27、4314 - 31、4314 - 33、字川尻4329 - 33

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

---

島根県告示第779号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年7月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町吉田字菅谷4308 - 16・4309 - 8・4309 - 11・4314 - 30・4314 - 35から4314 - 40まで・字川尻4329 - 37

(以上11筆国有林)、4314 - 5・4314 - 8 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第780号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示

する。

平成18年 7 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
雲南市吉田町吉田字川尻4328 - 10、4328 - 11、4329 - 27から4329 - 32まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 

島根県告示第781号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 7 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
益田市匹見町紙祖口493 - 37
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 

島根県告示第782号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 7 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡邑南町高見2129 - 50
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)
-

## 島根県告示第783号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年7月28日

島根県知事 澄田信義

## 1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町高津屋字井手奥66、66 - 1、字大平150、字篠畑153続1、字榎ヶ谷233続1、398、404、字受地五郎右衛門田256、258、字五郎右衛門田257、字七人塚葛籠屋259から264まで、265 - 1、265 - 2、266 - 1、266 - 2、267、字戸花向267 - 1、267 - 2、269、270 - 2、271続1、278続1、452、453、字戸花田ノ上工向268、字田ノ上向269続1、字戸花270、270 - 1、271、271 - 1から271 - 3まで、字戸花松ヶ以後273、字棚田276、276 - 1、276続1、字七人塚道ノ下夕277、319、字七人塚下夕278、278 - 1、字七人塚279 - 1、279続1、279 - 2、279続2、279 - 3、281 - 2、282 - 1、282 - 2、291、292、298 - 1、299続1、303、306続2、306続3、307続1、312から314まで、315続1、315続2、323、326 - 1、328 - 2、329、333、字七人塚後平上ミ280、字七人塚後平道上工280続1、字清水上ミ280 - 2、字清水281、282、字後平281 - 1、281 - 3、283 - 1、431、432、字七人塚前283 - 2、283 - 3、283 - 4、字七人塚下後平284、285、285 - 1、287、287 - 1、字七人塚空284続1、字後平下モ向284続2、字下後平287続1、290 - 2、290 - 3、字七人塚瀧ヶ口上工288、297、字瀧ヶ口288 - 1、295続2、473、字七人塚瀧ヶ口289 - 1、289 - 2、字七人塚土居畑290 - 1、290 - 5、290 - 6、293、293 - 1から293 - 3まで、字土井畑ヶ上工290 - 4、字後平下夕291 - 1、字七人塚土畑下モ294、字土井畑下夕294 - 1、字七人塚瀧ヶ口下夕切295、字瀧ヶ口上工295続1、字七人塚上ミノ切296、字七人塚大栗谷298、298 - 2、299、字七人塚神山298 - 3、字大栗谷298続4、299続3、300、300続1、300続2、470、字大栗谷大横手299続2、字七人塚清水下モ301、302、302 - 1、302 - 2、307、字横畑道ヨリ上工301続1、字清水下モ301 - 4、302続2、305続1、306、306 - 1から306 - 3まで、字七人塚大栗谷上ミ302 - 3、字神山303 - 1、字七人塚清水下夕304、字清水下305、306続1、512、513、字七人塚清水308、308 - 1、字七人塚清水上309、318、318 - 1、318 - 2、字七人塚清水空311、字七人塚中屋空315、字清水畑道ノ下夕319続1、字七人塚藤兵衛屋敷323続1、字七人塚戸花324、325、字七人塚前田326、字七人塚田ノ上工後327、字田ノ上後327続1、字七人塚荒神以後328、字七人塚風越330、字七人塚田ノ上331、332、332 - 1、字戸花上334、334 - 1、字七人塚鍛冶ヶ以後335、字七人塚峠畑339、340、字峠畑339続1、字七人塚道苅354、字道苅354続1、457から461まで、字七人塚本廻355、字五郎座衛門田398続1、399から403まで、字上川原上425、426、字大平上ミ427、字後平下モ429 - 1、429 - 2、430、字後平上ミ433、字葛籠屋尻リ435、字葛籠屋436、437、438 - 1、438 - 2、439、440から446まで、446 - 1、447、448 - 1、448 - 2、449 - 1、449 - 2、450、451、字本廻東454、字本廻455 - 1、455 - 2、456、字風越462、字戸花上ミ463、463続1、字鍛冶ヶ以後465、字仲屋空466、467、字仲屋上へ467続1、字清水空468、469、字戸花下夕471、472、字中屋514、515

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井手奥66、66 - 1、字大平150、字篠畑153続1、字榎ヶ谷233続1、398、404、字受地五郎右衛門田256、258、字五郎右衛門田257、字七人塚葛籠屋259から264まで、265 - 1、265 - 2、266 - 2、267、字戸花向267 - 1、267 - 2、269、270 - 2、271続1、278続1、452、453、字戸花田ノ上工向268、字田ノ上向269続1、字戸花270、270 - 1、271、271 - 1から271 - 3まで、字戸花松ヶ以後273、字棚田276、276 - 1、276続1、字七人塚道ノ下夕277、319、字七人塚下夕278、278 - 1、字七人塚279 - 1、279続1、279続2、279 - 3、281 - 2、291、292、298 - 1、299続1、303、306続2、306続3、307続1、312から314まで、315続1、315続2、323、326 - 1、328 - 2、329、333、字七人塚後平上ミ280、字七人塚後平道上工280続1、字清水上ミ280 - 2、字清水281、字後平281 - 1、281 - 3、283 - 1、字七人塚前283 - 3、283 - 4、字七人塚下後平284、285、285 - 1、287、

287 - 1、字七人塚空284続1、字後平下モ向284続2、字下後平287続1、290 - 2、290 - 3、字七人塚瀧ヶ口上工288、297、字瀧ヶ口288 - 1、295続2、473、字七人塚瀧ヶ口289 - 1、289 - 2、字七人塚土居畑290 - 1、290 - 5、290 - 6、293、293 - 1から293 - 3まで、字土井畑ヶ上工290 - 4、字後平下夕291 - 1、字七人塚土畑下モ294、字土井畑下夕294 - 1、字七人塚瀧ヶ口下夕切295、字瀧ヶ口上工295続1、字七人塚上ミノ切296、字七人塚大栗谷298、298 - 2、299、字七人塚神田山298 - 3、字大栗谷298続4、299続3、300、300続1、300続2、470、字大栗谷大横手299続2、字七人塚清水下モ301、302、302 - 1、302 - 2、307、字横畑道ヨリ上工301続1、字清水下下モ301 - 4、302続2、305続1、306、306 - 1から306 - 3まで、字七人塚大栗谷上ミ302 - 3、字神田山303 - 1、字七人塚清水下夕304、字清水下305、306続1、512、513、字七人塚清水308、308 - 1、字七人塚清水上309、318、318 - 1、318 - 2、字七人塚清水空311、字七人塚中屋空315、字清水畑道ノ下夕319続1、字七人塚藤兵衛屋敷323続1、字七人塚戸花324、325、字七人塚前田326、字七人塚田ノ上工後327、字田ノ上後327続1、字七人塚荒神以後328、字七人塚風越330、字七人塚田ノ上331、332、332 - 1、字戸花上334、334 - 1、字七人塚鍛冶ヶ以後335、字七人塚峠畑339、340、字峠畑339続1、字七人塚道苅354、字道苅354続1、字七人塚本廻355、字五郎座衛門田398続1、399から401まで、403、字上川原上425、426、字大平上ミ427、字後平下モ429 - 2、字後平上ミ433、字葛籠屋440から446まで、446 - 1、447、448 - 1、448 - 2、449 - 1、449 - 2、450、451、字本廻455 - 2、字戸花上ミ463、463続1、字鍛冶ヶ以後465、字仲屋空466、467、字仲屋上へ467続1、字清水空468、469、字戸花下夕471、472、字中屋514、515

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第784号

平成18年島根県告示第253号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年 7月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所
出雲市佐田町朝原	1547	青木清太	出雲市佐田町朝原435
出雲市佐田町朝原	1380,1405 - 17	朝日山義充	出雲市佐田町朝原367 - 3
出雲市佐田町反辺	2131から2139まで、2860 - 2、2860 - 9	安食正義	出雲市佐田町反辺1298
出雲市佐田町朝原	1641 - 100から1641 - 120まで	安食幸敏	松江市菅田町1178 - 10
出雲市佐田町朝原	1311 - 74、1311 - 84	荒薦イキコ	出雲市佐田町朝原44
出雲市佐田町朝原	1405 - 9、1410、1411	荒薦勝五郎	出雲市佐田町朝原134 - 2
出雲市佐田町朝原	1311 - 75、1311 - 76	荒薦茂	出雲市佐田町朝原51
出雲市佐田町朝原	1311 - 83	飯塚マサコ	出雲市佐田町朝原 4
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	板垣関太郎	出雲市佐田町須佐1161 - 内 2

出雲市佐田町原田	1193	板垣伴一	出雲市佐田町原田486
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	板垣福太郎	出雲市佐田町須佐1040
出雲市佐田町毛津	626 - 9	伊藤二枝	出雲市多伎町多岐1186
出雲市佐田町八幡原	1169 - 18	岩崎英子	出雲市佐田町八幡原142
出雲市佐田町八幡原	1169 - 17	岩崎和夫	名古屋市港区港陽1丁目1番65号
出雲市佐田町八幡原	1169 - 17	岩崎定義	出雲市佐田町八幡原116
出雲市佐田町八幡原	853 - 1、853 - 5	岩崎節夫	出雲市佐田町八幡原147
出雲市佐田町八幡原	853 - 1、853 - 5	岩崎正	兵庫県尼崎市次屋字下畔262 - 1
出雲市佐田町八幡原	853 - 2、853 - 5	岩崎務	出雲市芦渡町360
出雲市佐田町八幡原	1169 - 15	岩崎藤七	出雲市佐田町大字八幡原129
出雲市佐田町八幡原	853 - 4、853 - 5	岩崎利通	松江市北田町71 - 2
出雲市佐田町八幡原	853 - 3、853 - 5	岩崎幸夫	出雲市佐田町大字八幡原129
出雲市佐田町朝原	1656 - 9	大塚喜四郎	出雲市佐田町朝原1910
出雲市佐田町原田	1169 - 3	岡田幸男	東京都豊島区駒込6丁目798
出雲市佐田町朝原	1311 - 78、1431	落合熊三郎	出雲市佐田町朝原11
出雲市佐田町朝原	1436	落合茂俊	出雲市佐田町朝原11
出雲市佐田町朝原	1656 - 5	梶谷アヤ子	出雲市佐田町朝原597 - 2
出雲市佐田町八幡原	853 - 5	勝田清美	出雲市大津町2322 - 4
出雲市佐田町朝原	1656 - 7	勝部一	出雲市佐田町朝原796
出雲市佐田町反辺	2131から2139まで、2860 - 2、2860 - 9	勝部幸市	出雲市佐田町反辺1323 - 1
出雲市佐田町朝原	1547 - 1	金築モト	出雲市佐田町朝原471
出雲市佐田町朝原	1572 - 12、1656 - 4、1656 - 5	川津宣子	大阪市港区港晴2 - 18 - 15
出雲市佐田町朝原	1572 - 12、1656 - 4	神田勝彦	吹田市豊津町53 - 2
出雲市佐田町上橋波	611 - 1、612 - 1、613 - 1、614から622まで	神田清市	出雲市佐田町大字吉野31
出雲市佐田町反辺	2131から2139まで、2860 - 2、2860 - 9	神田政子	出雲市佐田町反辺1375 - 2
出雲市佐田町毛津	623	木村英子	出雲市多伎町多岐550 - 1
出雲市佐田町朝原	1045 - 16、1452、1455 - 12	桐原竹夫	出雲市佐田町朝原321
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	佐藤栄左衛門	出雲市佐田町須佐1066
出雲市佐田町朝原	1641 - 83	佐藤政雄	出雲市佐田町大字朝原639 - 1
出雲市佐田町朝原	1641 - 100から1641 - 120まで	佐藤幸次	横浜市戸塚区原宿1 - 17 - 24
出雲市佐田町原田	1169 - 10		
出雲市佐田町反辺	2563 - 5	竹下熊吉	出雲市佐田町東村842
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	田中キミ	出雲市佐田町須佐1103
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	田中信市	出雲市佐田町須佐1104
出雲市佐田町朝原	1568 - 12、1572 - 3	谷口章弘	出雲市大津町570
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	丹後友市	出雲市佐田町須佐1102
出雲市佐田町反辺	2131から2139まで、2860 - 2、2860 - 9	土井豆丈助	出雲市佐田町反辺1373 - 3
出雲市佐田町反辺	2491	常松テル子	出雲市佐田町反辺647 - 3
出雲市佐田町朝原	1309 - 5、1311 - 56	内藤隆雄	出雲市佐田町朝原924
出雲市佐田町反辺	2558	永井新三郎	出雲市佐田町反辺1035
出雲市佐田町反辺	2557	永井弥助	出雲市佐田町反辺1035

出雲市佐田町反辺	2563 - 15	野井良一	出雲市佐田町反辺809
出雲市佐田町高津屋	496 - 4、496 - 7	能美正義	出雲市佐田町下橋波247
出雲市佐田町朝原	1656 - 11	濱村文子	出雲市佐田町朝原1040 - 3
出雲市佐田町朝原	1641 - 99、1641 - 150、1311 - 47	原和子	京都市東山区今熊野北日吉野50 - 9
出雲市佐田町朝原	1641 - 47	藤原誠	伊丹市中野 6 番地
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	藤原三太郎	出雲市佐田町須佐1010
出雲市佐田町朝原	1656 - 21	藤原正代	松江市灘町137
出雲市佐田町朝原	1641 - 12、1641 - 139	豊和産業	松江市南田町124
出雲市佐田町朝原	1656 - 14	堀江哲史	出雲市天神町233 - 2
出雲市佐田町上橋波	611 - 1、612 - 1、613 - 1、614から622 まで	三浦幸太郎	大田市大田町大田イ998
出雲市佐田町東村	1081 - 1	持田英明	広島市西区己斐中 1 - 7 - 6
出雲市佐田町朝原	1250 - 1、1250 - 2、1251、1257、1256、1311 - 6、1311 - 25	森山銀次郎	出雲市佐田町朝原1080
出雲市佐田町朝原	1641 - 77	森山智	出雲市塩冶町414
出雲市佐田町大呂	1978	森山重良	出雲市佐田町大呂588
出雲市佐田町八幡原	1169 - 18	森山武	出雲市佐田町八幡原21
出雲市佐田町朝原	1252 - 1	森山敏明	出雲市佐田町朝原1080
出雲市佐田町大呂	1977 - 2	森山智輝	松江市東朝日町269 - 5
出雲市佐田町朝原	1405 - 20	森山壽一	出雲市佐田町朝原375
出雲市佐田町朝原	1641 - 82	森山芳雄	出雲市佐田町朝原709
出雲市佐田町大呂	2020 - 1	安井理	出雲市佐田町大呂80
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	横山佐一郎	出雲市佐田町須佐1189
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	横山利一郎	出雲市佐田町須佐1189
出雲市佐田町朝原	1641 - 85	和田要人	出雲市佐田町須佐877 - 3
出雲市佐田町反辺	2860 - 4	和田幸次郎	出雲市佐田町須佐1772 - 内 1
出雲市佐田町一窪田	3038 - 10	渡堅吉	出雲市佐田町大字一窪田792 - 1
出雲市佐田町朝原	1513	和久野勘之助	不明
出雲市佐田町朝原	1513	板垣佐一郎	不明

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第785号

漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項の規定により、平成18年7月28日次の定置漁業権の消滅を免許漁業原簿に登録した。

平成18年 7月28日

島根県知事 澄 田 信 義

免許番号、漁業権者の住所及び氏名（名称）

免許番号	住 所	氏 名（名 称）
------	-----	----------

定第53号	島根県隠岐郡隠岐の島町油井14番地2	有限会社 油井大敷
-------	--------------------	-----------

島根県告示第786号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成18年7月28日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第2中

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%	を
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%	
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
		年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%	

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%	に改
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%	
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%	
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%	

は、年1.25%)	は、年1.05%)			
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

める。

附 則

- この告示は、平成18年 7 月28日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成18年 7 月28日以後に貸し付けられた別表第 1 の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第787号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成18年 7 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	年2.1%以内	を	年2.2%以内	に改める。
	年2.25%以内		年2.35%以内	
	年2.1%以内		年2.2%以内	

附 則

- この告示は、平成18年 7 月28日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年 7 月28日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第788号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成18年 7 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「2.1パーセント」を「2.2パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年7月28日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年7月28日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

---

雑 報

---

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定に基づき公示する。

平成18年7月28日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成18年10月29日（日） 丙種の試験 9時45分から

甲種・乙種の試験 13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

(2) 受験願書受付期間

平成18年8月29日から9月12日まで（郵送の場合は、9月12日の消印有効。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター（事務所）、各消防本部、各地区危険物保安協会

(2) 郵送により請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690 - 0882

松江市大輪町420 - 1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852 - 27 - 5819 FAX 0852 - 25 - 8242

---

正

誤

---

平成18年 6 月30日付け島根県報第1,790号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
13	島根県告示第715号の表中	徳祐海	徳祐会

